生体情報モニター（フィリップス）保守点検業務仕様書

地方独立行政法人京都市立病院機構を「甲」とし，受託者を「乙」として，本仕様書に基づき，下記のとおり保守点検を実施する。

記

第１　対象機器

生体情報モニター（構成は別紙のとおり）

第２　設置場所

手術室，ＩＣＵ，救急室

第３　契約期間

平成２５年４月１日～平成２６年３月３１日

第４　契約条件

１　業務の内容

この契約に基づいて，乙は甲に対して行う業務の内容は、次のとおりである。

（１）定期総合保守点検

（２）緊急修理

（３）修理用部品の交換

２　保守の内容

契約期間中，乙は甲に対し，次に掲げる保守を誠実に履行すること。

（１）定期総合保守点検

機器を長時間にわたって所定の機能を維持させるため及び保全のために，次の事項について，契約期間中２回，保守点検を行うこと。

ア　調整

イ　清掃

ウ　注油

エ　総合診断点検

オ　校正

（２）緊急修理

定期総合点検の他，緊急に修理を要する時は，甲の申請により，乙が緊急に出張修理を行うこと。

３　実施要領

（１）点検は，製造会社の定める定期点検整備項目に従って実施すること。

（２）乙は，点検実施予定表を平成２５年４月末までに甲の経営企画課へ提出すること。なお，実際の点検実施日時等については，病院の業務に支障のないよう甲

乙協議のうえ，そのつど決定することとし，その内容を速やかに経営企画課へ報告すること。

（3）乙は，保守点検等が完了したときは，速やかに甲の担当者へその旨報告するとともに，所定の様式により報告書を提出すること。

なお，報告書の内容について確認を得たうえで，完了届を甲の経営企画課へ提出すること。

4　適用除外

次の各号に該当するものは，この契約に含まれず，注文によってそのつど，別途契約によるものとする。

（1）天災地変の原因により生じる損傷の修理作業

（2）機器使用方法変更による，改造組替え及びその調整作業

（3）機器のオーバーホール

（4）設置場所変更による，器移動並びに据付調整作業

（5）甲の機器取り扱いの誤り及び環境設定仕様書の条件と著しく異なる事情等に起因する機器損傷の修理作業

（6）消耗品（テレタイプ用紙，リボン等）

（7）乙の取扱品以外の部品・付属品・消耗品の使用に起因する故障

（8）乙の承認なしに，乙の技術員以外の技術員によって行われた点検，修理又は改造作業によって生じた損傷の修復作業

（9）その他，取扱説明書に記載されている保証対象外の部品

5　保守作業時間

この契約に基づく，乙の甲に対する保守時間は，土・日曜日及び祝祭日等の休日を除く，乙の通常勤務時間内（9:00～17:30）とし，この保守時間を通常保守時間とする。ただし，ＩＣＵに設置する機器のみ，土・日曜日及び祝祭日等の休日を含めることとする。

6　部品交換

不良部品又は不良部品と思われる部品については，乙は正常な部品を交換し，交換された不良品は乙の所有となる。ただし，特別に甲乙協議のうえ，規定されたものは除く。

7　支払条件

甲は，半期終了ごとに，二分割した委託料を乙の請求により支払う。

8　その他

本仕様書に定めのない事項については，双方協議のうえ，そのつど決定する。